

令和4年度
第4回 福島地方最低賃金審議会
議 事 録

日 時：令和4年8月3日(水)

10:00～11:15

場 所：福島合同庁舎3階共用会議室

出席者：(公)熊沢、鈴木、長谷川

(労)伊東、大越、大宮、塩澤、高橋

(使)安達、大内、金成、佐藤

1 開 会

(会 長) 定刻になりましたので、これより第4回福島地方最低賃金審議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のところご出席いただきまして誠にありがとうございます。

最初に、事務局から定足数の確認をお願いします。

(補 佐) 本日は、公益の森谷委員、山野委員、使側石本委員が欠席されておりますが、委員の3分の2以上のご出席をいただいておりますので最低賃金審議会令第5条第2項の規定により本審議会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

2 議 事

(会 長) それでは、議事に入ります。

(1) 中央最低賃金審議会の答申の伝達について

(会 長) 最初に、事務局から中央最低賃金審議会の「令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について」答申の伝達をお願いします。

(室 長) 中央最低賃金審議会の令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)の内容につきまして、伝達いたします。

1 ページが答申文の写しです。

その内容を読み上げます。

令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)。
令和4年6月28日に諮問のあった令和4年地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

1、令和4年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。

2、地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解(別紙1)及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告(別紙2)を地方最低賃金審議会に提示するものとする。

3、地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心を持って見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることとを強く期待するものである。

4、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し要望する。

5、生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるよう一層の取り組みを求めるとともに、特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、原材料費等の高騰にも対応したものとするなどのより一層の実効性ある支援の拡充に加え、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。

6、下請取引の適正化については「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(令和3年12月)及び「取引適正化に向けた5つの取組」(令和4年2月)に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を強く要

望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

2 ページから～5 ページは、別紙 1、令和 4 年 8 月 1 日付け、令和 4 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解です。その内容を読み上げます。

1、令和 4 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。D ランクにつきましては 30 円という目安が示されました。

2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成 29 年全員協議会報告の 3 (2) で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び「新しい資本主義実行計画工程表」並びに「経済財政運営と改革の基本方針 2022」に配意し、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素を考慮した審議を行ってきた。

ア、賃金。まず、賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率（規模計）は 2% を超えており、ここ数年低下してきた賃金引上げの水準が反転している。また、賃金改定状況調査結果については、第 4 表①②における賃金上昇率（ランク計）は 1.5%（最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成 14 年以降最大値）であったことに加え、継続労働者に限定した第 4 表③における賃金上昇率（ランク計）は 2.1% となっている。この第 4 表は、目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある。

ただし、第4表における賃金上昇率は、企業において労働者の生計費や賃金支払能力等を総合的に勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、今年の結果を見るに当たっては、今年4月以降に上昇している消費者物価の動向が十分に勘案されていない可能性があるという点にも留意が必要である。

イ、労働者の生計費。また、労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、「持家の帰属家賃を除く総合」は今年4月に3.0%、5月に2.9%、6月に2.8%（対前年同月比）となっており、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については4%を超える上昇率となっている。消費者物価指数については、基本的には、「基礎的支出項目」及び「選択的支出項目」の双方を含む「持家の帰属家賃を除く総合」を基に議論すべきであるが、必需品的な支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者の中には生活が苦しくなっている者も少なくないと考えられる。このため、労働者の生計費については、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、必需品的な支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案し、今年4月の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す3.0%を一定程度上回る水準を考慮する必要がある。

ウ、通常の仕事の賃金支払能力。一方、通常の仕事の賃金支払能力については、一部の産業や企業ではなく全産業や企業全体の賃金支払能力を指すと解されるところ、関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益（売上高経常利益率）については、平成31年1～3月期は6.0%、令和2年4～6月期は4.4%、今年1～3月期は6.3%となっており、コロナ前の水準への回復が見られる。また、業況

判断DIを見ても、日銀短観では、令和2年6月の▲3.1から今年6月には+2となっており、また、中小企業景況調査では、令和2年4月～6月の▲6.6.7から今年4～6月には▲1.9.4となっているように、コロナ禍からの改善傾向が見られる。

ただし、「宿泊業、飲食サービス業」では、現在もコロナ禍の影響が見られ、今年1～3月期の売上高経常利益率は▲4.5%となっている。また、足下では、国内企業物価指数が9%を超える水準で推移している中で、多くの企業では十分な価格転嫁ができず、企業経営は厳しい状況にあると考えられる。

このように、企業の利益や業況については、コロナ禍からの改善傾向は見られるものの、コロナ禍や原材料費等の高騰により賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくないことに留意する必要がある。

エ、各ランクの引上げ額の目安。以上から、①賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げの水準は反転していることに加え、今年の賃金改定状況調査結果第4表①②における賃金上昇率は、平成14年以降最大であるものの、当該結果には今年4月以降の消費者物価の上昇分が十分に勘案されていない可能性があること、②労働者の生計費については、必需品的な支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案すれば、今年度の引上げ率は、今年4月の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す3.0%を一定程度上回る水準とすることが考えられる。さらに、最低賃金について、政府が「できる限り早期に全国加重平均が1,000円以上」となることを目指していることも踏まえれば、可能な限り最低賃金を引き上げることが望ましい。一方、③通常の事業の賃金支払能力については、企業の利益や業況において、コロナ禍から

の改善傾向は見られるものの、労働分配率が比較的高い中小企業・小規模事業者においては、コロナ禍や原材料費等の高騰により賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくない。

そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用するすべての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

これらを総合的に勘案し、今年度の各ランクの引上げ額の目安（以下「目安額」という。）を検討するに当たっては、3.3%を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、①賃金改定状況調査結果第4表における賃金上昇率はDランクが高いものの、今年1～6月の消費者物価の上昇率は、A・Bランクがやや高めに推移していること、②昨年度はAランクの地域を中心に雇用情勢が悪化していたこと等も踏まえて全ランク同額としたが、今年度はAランクにおいても足下では雇用情勢が改善していることから、A・Bランクは相対的に高い目安額とすることが適当であると考えられる。一方、③地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要があること等も考慮すれば、A・BランクとC・Dランクの目安額の差は1円とすることが適当であると考えられる。

オ、政府に対する要望。目安額の検討に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素を総合的に勘案することを原則としながら、今年度は4月以降に消費者物価が上昇したこともあり、結果として、この3要素のうち、特に労働者の生計費を重視した目安額とした。このため、今年度の

目安額は、コロナ禍や原材料費等の高騰といった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、特に中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるよう一層の取組を求めるとともに、特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、原材料費等の高騰にも対応したものとするなど、より一層実効性のある支援の拡充を強く要望する。

また、最低賃金について、地域間格差にも配慮しつつ、引き上げていくためには、特に、最低賃金が相対的に低い地域において、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備が必要である。

このため、政府に対し、業務改善助成金について、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。

さらに、下請取引の適正化については、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）及び「取引適正化に向けた5つの取組」（令和4年2月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を強く要望する。

力、地方最低賃金審議会への期待等。目安小委員会の公益委員としては、目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないが、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

また、今後、公益委員見解の取りまとめに当たって前提とした消費者物価等の経済情勢に関する状況認識に大きな変化が生じたときは、必要に応じて対応を検討することが適当である。

なお、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータは別添のとおりである。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項及び平成29年全員協議会報告の3(2)に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

(3) 最低賃金引上げの影響については、平成29年全員協議会報告の3(2)及び4(3)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

6ページから14ページは、各種統計資料となっております。

15ページから18ページは、別紙2、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告です。

その内容を読み上げます。

1、令和4年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2、労働者側見解。労働者側委員は、直近2年はコロナ禍の影響を意識した審議を行ってきたが、現在は社会活動の正常化も進み、政府の各種支援策等にも支えられる中で経済は回復基調にあるとの認識を示した上で、今後重要なことは、経済をより自立的な成長軌道にのせていくことであり、そのためには、経済・社会の活力の源となる「人への投資」が必要で、その重要な要素の1つが最低賃金の引上げにほかならないと主張した。

また、本年の春季生活闘争で労働組合は「人への投資」を積極的に求め、中小企業を含めて経営側も総じてこれに応え、これまで以上の賃上げの広がりや底上げを図ることができたと述べた上で、労使で答えを出した賃上げの流れを最低賃金の引上げにつなげ、最低賃金近傍で働く者の労働条件向上へ波及させるべきであると主張した。

加えて、現在の最低賃金の水準では、年間2,000時間働いても年収200万円程度と、いわゆるワーキングプア水準にとどまり、国際的にみても低位であること、また、連合が公表している最低限必要な賃金水準では、最も低い県であっても時間単価で950円を上回らなければ单身でも生活できないとの試算結果が出ていることも踏まえ、最低賃金は生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ引上げるべきであると主張した。

さらに、昨今の急激な物価上昇が働く者の生活に影響を及ぼしていることや、特に基礎的支出項目等の伸びが顕著であり、生活必需品等の切り詰めることができない支出項目の上昇が最低賃金近傍で働く者の生活を圧迫していることを述べるとともに、この実態を直視し、生活水準の維持・向上の観点から消費者物価上昇率を考慮した引上げが必要であると主張した。

なお、企業物価も上昇していることから、中小企業において円滑に価格転嫁をできるよう強力的に支援を図り、もって最低賃金引上げに向けた環境を整備することが重要であると主張した。

また、労働市場でも募集賃金の上昇が見られるが、これは労働力人口が減少する現下の環境において、企業が存続・発展に向けて賃上げを通じた人材確保に重きを置いていることの現れであり、この点も本年度の目安の決定にあたり考慮すべきであると主張した。

そして、地域間の額差をこれ以上放置すれば、労働力の流出により、地方・地域経済への悪影響があるとの懸念を示すとともに、昨年度、目安を上回る引上げが行われたのはすべてDランク県であり、これは人材確保に対する地方の危機感の現れであって中央最低賃金審議会としてもこの点を受け止めるべきとの認識を示した。

以上を踏まえ、本年度は「誰もが時給1,000円」への通過点として、「平均1,000円」への到達に向けてこれまで以上に前進する目安が必要であり、併せて地域間格差の是正に向けてC・Dランクの底上げ・額差改善につながる目安を示すべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満

の意を表明した。

3、使用者側見解。使用者側委員は、中小企業を取り巻く経営環境について、企業規模や業種により、回復基調の格差が生じ、さらに、新型コロナウイルス感染症の影響による景気の低迷に加え、ロシアのウクライナ侵攻に対する金融制裁や、エネルギー問題などの国際経済情勢の変化の影響を大きく受け、予断を許さない状況であるとの認識を示した。

加えて、中小企業の労働分配率が80%程度と高い中、近年の最低賃金は、過去最高額を更新する引き上げが行われ、影響率の高止まりしており、多くの中小企業から経営実態を十分に考慮した審議が行われていないとの声があると述べた。

その上で、今年度の目安については、引き続き新型コロナウイルス感染症や、急激な原材料費等の高騰や物価の上昇、円安の進行、海外情勢等の影響を受けている中小企業の経営状況や、地域経済の実情を各種資料からの的確に読み取り、各種データによる明確な根拠を基に、納得感のある目安額を提示できるよう、最低賃金法第9条における3要素に基づいて、慎重な審議を行うべきと主張した。

さらに、地方における昨年度の答申に対する不信・不満を払拭できるよう、地方が納得できる目安を示すべく議論を尽くしたいと述べ、目安額とそれを導き出すロジックについて、地方最低賃金審議会の委員や、目安額を報道で知ることとなる労働者・企業が納得できるものを示すことが求められると訴えた。

また、「生産性が向上し、賃上げの原資となる収益が拡大した企業が、自主的に賃上げする」という経済の好循環を機能させることが重要であり、スムーズな好循環の実現のため、中小企業に対する一層の支援を含め、産業構造上

の上流から下流まで、企業規模にかかわらず、さらなる生産性の向上や価格転嫁も含む取引環境の適正化への支援等の充実が不可欠であると主張した。

中央最低賃金審議会の目安額は地方最低賃金審議会を拘束する性質のものではないことを小委員会報告に明記し、さらに地方最低賃金審議会は地域別最低賃金額及び発効日について、当該地域の実態を踏まえて決定できることを確認したいとの認識を示した。

また、使用者側は、各種統計等に基づく審議を行うべきこと、中小企業の賃金引上げの実態を示し、3要素を総合的に表している「賃金改定状況調査結果」の、とりわけ第4表を重視する旨を従来から主張しており、令和2年度・3年度は、「コロナ感染症という未曾有の影響があり、もはや通常の経済活動ができる状況とは言えない特殊な事情であったことから、第4表に重点を置いた議論ができなかった」ということであり、今後も第4表を重視しつつ、他の指標も勘案して目安審議を進めていくスタンスに変わりないことを明言した。

その上で、今年度はコロナ禍においても雇用を維持しながら、必死に経営を維持してきた企業の「通常の事業の賃金支払能力」を最も重視して審議していく必要があると主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

4、意見の不一致。本小委員会としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見が一致せず、目安を定めるに至らなかった。

5、公益委員見解及びその取扱い。公益委員としては、今年度の目安審議については、平成29年全員協議会報告の3(2)で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、加えて、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び「新しい資本主義実行計画工程表」並びに「経済財政運営と改革の基本方針2022」に配意しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記1のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記2のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるよう、一層の取組を求めるとともに、特に、事業所内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、原材料費等の高騰にも対応したものとするなどにより一層の実効性のある支援の拡充に加え、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。

下請取引の適正化については、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(令和3年12月)及び「取引適正化に向けた5つの取組」(令和4年

2月)に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を強く要望する。

また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

20ページからは、8月1日に開催された第5回目安に関する小委員会資料となっています。以上です。

(会長) 只今、事務局より資料の説明がありましたが、これについて質問等ございますか。

(なし)

(会長) それでは、中央最低賃金審議会の答申の伝達を受けて、今後の審議に当たっての考え方等を労働者側・使用者側からお伺いします。

協議の時間が必要であれば、お取りしたいと思いますがいかがですか。

(大越委員) 継続で結構です。

(佐藤委員) 継続で結構です。

(会長) それでは、最初に、労働者側からお伺いします。

(塩澤委員) 中賃の議論、それから議論の末に取りまとめをいただきました目安の額とともに、こういったことを基に地域においてもしっかりと地域の情勢を踏まえ議論をしていきたいと思っております。

その中でも、先ほど中賃の労働側の意見にもありましてとおり、我々地域においても、今期の春季闘争の妥結状況なども踏まえながら、労働側としても主張をしていきたいと思っております。

ただ、文面にもありましたとおり、この春闘においては、4月以降に上昇している消費者物価の動向が勘案されていないということを踏まえると、こういった観点を含めて、地域の最賃の中では議論の一つに挙げていきたいと考えております。

非常に、最低賃金に近いところで労働している労働者の購買力を何としても維持をする、こういった観点からは、引き上げが必要だと考えますので、可能な限り労使の中で一致できるようにしていきたいと考えております。以上です。

(会長) ありがとうございます。他にございますか。

(大越委員) はい。私のほうから4点ほど申し上げさせていただきたいと思えます。

まず1つ目、コロナ禍の直近2年は影響を意識した審議を行ってきました。ここにきてワクチン接種の効果により社会活動も正常化の方向に進み、行政の各種支援等により経済が回復基調にある。

経済をより自立的な成長軌道にのせていくということが必要であり、そのために人への投資が必要である。その重要な要素の1つが最賃の引き上げにほかならないと考えております。

本年の春季生活闘争で連合福島も人への投資を積極的に求め、中小企業を含めて経営側も総じてこれに応えていただき、これまで以上の賃上げの広がりや底上げを図ることができました。

この流れを中小零細企業で働く最賃近傍で働く者の労働条件向上へ波及させるべきであると考えます。

2点目は、最賃近傍で働く者の多くが非正規雇用であることを鑑みれば、最低賃金の果たすべき役割は一層重要性を増しており、今こそ十分な機能の発揮が求められていると考えております。

加えて最低賃金近傍で働く者の生活安定という観点から見ますと、現在の物価上昇により生活が一層苦しくなっています。

この1点目及び2点目は、最低賃金を考える上で重要な視点であり、公正な最低賃金の引き上げを行うべきと考えております。

連合が公表しております、最低限度必要な賃金水準では、最も低い県では時間額950円であり、ここ福島県では時間額990円を上回らなければ、単身世帯でも生活が苦しい状況となるとの結果が出ております。(自動車保有の場合は、1,309円)

これを踏まえ、最低賃金は生存権を確保した上で、労働対価としてふさわしい賃金水準に引き上げるべきであると考えます。

3点目は、地域間格差です。

地域間格差としましては、東京都の最賃額との差213円という課題がございまして、格差を改善しなければ、地方から都市部や隣県への労働流出が加速し、福島の経済回復や中小零細の事業継続・発展の厳しさに拍車がかかると考えております。

その格差をなくしていくことが重要であると考えます。

福島においては、昨年も差が縮まらず、隣県との差が依然開いたままになっております。

昨年、目安以上引き上げが行われた隣県では、人材確保に対する危機感の表れであり以上を踏まえ、「誰もが時間額1,000円以上」の通過点として、地域間格差の是正に向けた引き上げが必要であると考えております。

4点目は、賃金の引き上げは労働者にとって生活の糧であり、生活維持のために必要な内容であります。働く者と家族を考えると、不当な取り扱いは許されません。

また、賃金引上げにより労働意欲の向上から生産性の向上が諮られると同時に、消費行動による経済活性化へ発展すると考えます。

また、急激な物価上昇に影響を及ぼし、基礎的支出項目の伸びが顕著であり、生活必需品を切り詰めることのできない支出の上昇は、最低賃金近傍で働く者の生活を圧迫している実態を直視し、生活水準の維持・向上の観点から消費者物価上昇を考慮した引き上げが必要であると考えております。

「県民経済の健全な発展に寄与する」という目的を達成すべきであり、以上の4点を踏まえて真摯な議論の元、全体での合意を得られるような議論が出来ればと考えております。よろしく申し上げます。

(会長) ありがとうございます。他に労働者側委員からございますか。

次に、使用者側からお伺いします。

(佐藤委員) 今年度の金額審議に臨む基本的な考えを述べさせていただきます。

最低賃金については国で定めた最低賃金法がある以上、最低賃金法が定める3要素、生計費、賃金、支払い能力に基づき決定すべきであります。近年、中賃の目安審議においては、最低賃金法を重視することなく、時々々の事情が特に重視され、平成28年度以降3%台の大幅な引き上げが行われてきました。

また、公益委員見解として示された目安金額については、データや明確なエビデンスに基づかない目安額が提示され続けてきました。本日中賃でようやく目安が答申されたことを

受けて、本県における目安額が示されましたが、今年度については最低賃金法で定める3要素に関するデータに基づいて目安額や根拠について納得できるものにするために、ある程度丁寧な議論が進められたこと、また、今なお厳しい経営環境下に置かれている中小企業や小規模事業者の経営実態への配慮が多少なりともなされたことに対しては、ある程度評価したいと思います。

しかし、物価上昇や3要素の中の労働者の生計費を重視するあまり、賃金の支払い能力の厳しい現状が反映されないなど、また、全国加重平均で3.3%増の31円、Dランク福島県においては3.6%増の30円と、昨年引き上げ額を上回る過去最大の引き上げ額が示されたことについては、到底理解できるものではありません。

最低賃金制度そのものへの理解が得られなくなるにつながるのが危惧されます。

県内の中小企業や小規模事業者を取り巻く経営環境につきましては、福島県企画調整部が7月28日に公表した、「最近の県経済動向」によれば、「県内の景気は、一部に持ち直しの動きがみられるものの、新型コロナウイルス感染症等の影響により、依然として厳しい状況が続いている。」ようですが、先行きについては、最近の新型コロナウイルス感染症の急拡大や、世界的に金融引き締めが進む中での景気後退の懸念や、エネルギー・原材料価格の上昇、供給面での制約等による下振れリスク等に十分注意する必要があるなど、今後も厳しい状況が続くものと思われまます。

近年、大幅な引き上げが続いたことから、最低賃金引上げの影響を受ける企業が増加し、昨年度においては影響率が16.2%になるなど、高止まりしております。多くの中小企業、小規模事業者は売上や受注の減少に見舞われ、エネルギー価格

や原材料価格等が上昇してもなかなか価格転嫁できずに、国や福島県等の各種助成金や融資制度等を活用しながら、ぎりぎりのところで経営を継続し、雇用の維持に努めているのが現状であります。

今年度の金額審議に際しましては、地域経済や地域雇用を下支えしている多くの中小企業、小規模事業者の経営実態を十分に考慮するとともに、地域の実情に即した審議になることが重要だと思っております。

また、データ、エビデンスに基づいて、最低賃金法第9条において定める生計費、賃金、支払能力の三要素を中心に、中でも最も影響を受ける中小企業、小規模事業者の支払能力を表している第4表に重きを置いた金額審議をすべきであると思っております。

政府に対しては、中小企業や小規模事業者が無理なく最低賃金の引き上げに対応できるよう、環境の整備に向けて、生産性向上のための設備投資等に対する支援、中小企業、小規模事業者向け支援の促進税制、事業再構築のための助成金の拡充強化、下請取引適正化の推進、人材育成支援、職場環境改善の支援、DXデジタルトランスフォーメーション化の推進等により実効性のある各種支援策を、引き上げと同時進行で実施していただきたいと思っております。

最後に、目安と審議日程、発効日等について、毎年、繰り返し発言していることではありますが、使用者側の考えを述べさせていただきたいと思えます。

まず目安についてですが、中賃で示される目安については、あくまでも言葉通り目安であり、目安以外の何物でもありませんので、目安を下回る金額の審議ができないことは、あつてはならないことです。また、中賃における目安に関する公益見解は十分に尊重されるべきものではあります。あくまでも

目安でありますので、地方最低賃金審議会を拘束する性質のものではありませんので、地方最低賃金審議会においては、自主性が発揮されなければなりません。

次に審議日程についてですが、今年度も全国的にタイトな審議日程が組まれましたが、労使が十分な時間をかけて納得いくまで議論できるよう、もう少し余裕のある審議日程を組むべきであります。

最後に発効日についてですが、毎年、ほとんどの地域において10月1日前後に発効しておりますが、10月1日発効を前提に日程を組むと、結審からお盆を挟んで、2ヶ月弱の短期間で企業は対応せざるを得ないなど、無理が生じてまいります。また、結審した金額と内容を理解し守っていただくためには、十分な広報と周知の時間が必要でありますので、引き上げの影響を受ける企業が、十分な対応期間を確保できるように、発効日は、多くの企業が事業年度の始めとしている4月1日発効とすべきです。

以上、よろしく願いいたします。

(金成委員) 今回の示された目安につきましては、審議の中で労使の意見が結果的に一致しなかったという中での、公益委員の見解が示されたところでございますが、やはり、労使の主張する金額を始めとした主張に、これまで以上に大きな隔たりがあるということ、これが実態だということを重ねて受け止める必要があると考えているところでございます。

方向性はある程度見ているということは聞いておりますが、認識の部分が全く違うというところは、しっかりと受け止めた上で目安を受け止める必要があると考えております。

審議においては、昨年よりはある意味真摯な議論、丁寧な議論が行われたということに対しましては、前進できるのではないかと考えているところでございます。

今回の審議の中では、三要素に基づき、客観的に納得ができる議論をという形で進められたという点で、今回の公益見解の中においても、昨年度のような異例な形ではなくて、前進した形で審議が進められ、説明がされたという点については、一定の評価が出来るかと思いますが、その中においても、やはり、偏った形での見解になっているのではないかという考えが否めない考え方だと考えているところでございます。

この中にもありますように、目安は地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないと明示されているところでありますので、地方において福島の実情をしっかりと踏まえながら議論していくということが重要だと考えているところでございます。

震災復興から始まり、直近で言えば大きな地震が2年連続で続いておりました、経営が継続できるかという事業所が多くございます。そういった福島の実情を踏まえて議論していく必要があると考えているところでございます。以上でございます。

(大内委員) 目安が出て内容を見ますと納得できる部分もあります。

ただ現状を見ますと、全体的に経済は回復傾向にあるとの回答もありますが、宿泊業・飲食サービス業では現在もコロナ禍の影響が見られ、最近では、コロナ感染者数も今まで以上に増え続けて、それでいて、色々な政策、補助金・助成金等今はもうないですね。

そのような中でも、夜の街を見ますと、人もかなり減っていますし、飲食店はかなりの大打撃を受けている。でも、前のような補助金・助成金はない。かなりつらい状況だという話は聞きます。

私の会社の事業でも、2年がかりの大きなプロジェクトがありますが、やはり、原材料の高騰などで利益率がかなり計画段階よりも下がってきているというのは事実としてあります。

全体的に考えた上で、物価も上がってきているので、消費者の皆さんが消費しやすいような賃上げも必要だと思いますが、全業種一律に引き上がるわけですから、マイナスになっている業種も多々あると思いますが、そちらの方も考えて真摯に審議していただければと思います。以上です。よろしくお願いいたします。

(安達委員) 今回の目安に関して、非常に厳しい結果だという認識でございます。

昨年と違って統計に基づき議論されたということは、評価することができるかと思いますが、三要素の中で労働者の生計費に重点を置かれたということは、企業に負担がかかるということなのではないかと思っております。この中で支払い能力の根拠となりました、国内企業物価指数9%上昇ということで、これは仕入れ価格、エネルギー価格が上がっているということでございまして、なかなか価格転嫁ができない、これ以上に問題が残っていると考えています。

商工会議所の会員370社に確認しておりますが、全額価格転嫁できているという企業は7%でございます。それ以外はなかなか価格転嫁ができないということでございます。

4月から6月までの売上の減少をしている企業に聞きましたら、一番の原因は価格転嫁ができないということもありますが、原材料費の高騰、部品の納入遅れ、このようなことがありまして、収益が上がらないということが現状であります。

福島特有の現象として、地震、自然災害がありまして、100を超える企業が助成金を使ってようやく経営をしているということでございまして、なかなか収益を確保して賃上げに

結び付けるということが、小さい企業ほど難しいということが現状でございます。

そういった中で、政府が色々な支援策を行っておりますが、簡単に出来るような支援策を作ってもらいたいということが、一つ要望でございます。厚労省だけでなく、経産省などとタッグを組んで、賃上げしたらその分補填するなどの大胆な支援策を打っていただかないと、小さい企業は賃上げしたくても踏み出せないということがあると思います。

そういったことを総合的に考えていただきながら、ある程度の賃上げは労使共に同じ方向だと思っておりますが、引き上げ額につきましては、内部状況を見ていただき、非常に厳しい結果は受け止めて審議に望んでいきたいと思っております。

(会長) ありがとうございます。ほかに補足するようなご意見等ございますか。

(塩澤委員) 使側の、目安というのは拘束されるものではないということは、労側もそのような考えですが、先ほど中賃の資料にありましたように、「全国的なバランス」という表現がありました。これまで目安というのは「全国的な整合性」というように我々は思っていたのですが、この使われ方の差、思いというのはあるのでしょうか。

(室長) 今のご質問に関しては、確認して報告させていただければと思います。

(会長) ほかに質問、ご意見等ございますか。

(大越委員) 今ほど使用者側からのご意見をお伺いしている中で、連合福島としましても、助成金、支援策の拡充を強く要望させて頂きたいと考えております。

(佐藤委員) 大幅に軌道修正されたというか、最低賃金法があっても、政府主導で色々な意見が出ていたわけですが、今回、最低賃金法の中でも三要素に重点を置くことについて、何か大きな変更、

今まで安倍政権、菅政権においては、最低賃金法を無視するような形で、政府の決めたことに従えというような感覚だったのですが、今回、本来のあるべき姿に戻ったような感じがするのですが、そのことについて何か情報があれば教えていただければと思います。

(局長) 昨年の審議の状況、目安を示される際の手続き的な部分と言いますか、去年は目安の小委員会の場で、最終的には採決という公益の見解を示されているということでありましたが、審議会の場でより適正に理解が得られるように、という考え方で、今回このような目安が示されているということだと思います。特に政権等の話は聞いてはおりません。

(会長) 続きますので、事務局から事務連絡がありますので、よろしくお願ひします。

(室長) 本日、この会場におきまして午後2時30分から第3回専門部会を開催いたしますので、部会委員におかれましてはよろしくお願ひいたします。

(会長) 最後になりましたが、公益側としましては、労働者側、使用者側からご意見をお伺ひして、審議を進めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

4 閉 会

(会長) これにて本日の審議会を閉会とします。